

東吾妻町「教育大綱」（令和８年３月改訂）

《東吾妻町が目指す将来像》

住民が誇りを持って暮らすまち

～ 東吾妻 きみと あなたと ～

基本目標 『豊かな心を育む 学びのまち』

I はじめに

1 教育大綱の位置付け

本町では、平成30年度（2018年度）から令和9年度（2027年度）までの10年間の計画期間とした「東吾妻町第2次総合計画」を策定しています。

東吾妻町教育大綱は、第2次総合計画に掲げられた基本目標の実現に向け、町と教育委員会が円滑に意思疎通を図り、本町教育の課題及び目指す姿等を共有しながら、同じ方向性のもと、連携して効果的に教育行政を推進するために、国や県の制度や計画等とも整合性を図りながら策定するものです。

2 教育大綱の計画期間

平成30年度（2018年度）～ 令和9年度（2027年度）までの10年間

3 教育を取り巻く社会情勢

- 高度情報化やAI技術の発達により、産業・働き方は大きく変化しつつあり、求められる人材や「学び」のあり方も、それに伴う変化が求められています。
- インターネット社会に生きる子どもたちが、日常生活や学校生活の場面で自らの意思に基づいて正しく判断ができるよう、学校でのネットリテラシー教育の重要性が高まっています。
- 社会総掛かりで子どもたちを育む体制をつくるために、社会に開かれた教育課程の実現に向けた「学校運営協議会や地域学校協働活動」、教職員の働き方改革を含む「休日における中学校部活動の段階的な地域移行」が全国的に推進されています。
- 人種差別などの人権問題、地球温暖化などの環境問題の解決等を目指すための「持続可能な開発目標（SDGs）」が国際社会の重要なテーマとなっています。
- 日本においては、少子化による労働力人口の減少が課題となっており、人材不足に苦しむ産業が増えています。外国からの労働者を受け入れる中で、多文化共生教育の重要性が高まっています。
- 国全体で出生率の低下による人口減少が著しい一方、東京圏を中心とした大都会への過度の人口集中により、地方の自治体では少子高齢化により地域社会の維持や活性化が困難になってきています。
- 地球温暖化による気象状況の変化や自然災害の多発など、災害に対応できる強靱化対策が必要になってきています。
- グローバル化や技術革新の進展により、新たな価値観や生活様式に対応しなければならない環境になってきています。

- 先人から受け継がれてきた地域文化を構成する多様な価値観である歴史文化遺産への関心の高まりがあります。
- 社会のあり方が大きく変化する時代において、ルールや目標が明確でない中、自分の頭で考え、生き抜く力が必要とされています。

II 本町の学校教育

1 学校教育の現状

- 少子化の進行により子どもの数は年々減少しています。このような中でも、子どもたち一人一人が持続可能な社会の創り手・担い手となる生きる力を育み、安心して学べる保育所・こども園・学校の保育・教育活動に繋がる環境維持と整備が必要です。また、子どもたちの教育的ニーズに寄り添う特別支援教育の人的・物的両面からの体制整備と充実が必要です。
- 発達段階に応じた基礎・基本を確実に身に付けるさせるためには、子ども一人一人の成長と学びを保障する保育所・こども園・学校における保育・教育の効果的な取組が必要です。また、保育・教育へのニーズが多様化・複雑化する中、適切に対応できる保育士や教職員の育成と資質向上が求められています。
- 教育相談件数は増加傾向にあり内容も多様化・複雑化していることから、よりの確に対応できる相談体制づくりと保育所・こども園・学校や保護者との更なる連携や情報共有が求められています。
- 令和2年度から小学校の英語教育が拡充され、5年生・6年生は教科として義務化されました。また、3年生・4年生でも英語に親しむための「外国語活動」が必須化されました。小学校英語教育の充実をさらに深めるとともに、中学校進学時に基礎的学力に差が生じないように、全小学校間で共通した授業研究や情報共有が必要となっています。
- 子どもたちが経済的理由により学びの機会を失うことのないよう、より多くの子どもたちを支援するため、本町独自の育英制度を効率的に運用する必要があります。
- 「誰一人取り残すことのない学び」を実現するために、ICTを活用した教育は効果的な学習手段となっています。
- 「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進」や「学校部活動の地域連携及び地域クラブ活動への移行を含む教職員の働き方改革」は、継続的な課題となっています。
- 学校給食衛生管理基準を遵守しながら学校給食センターを安定的に運営し、子どもたちに安心・安全なバランスの取れた給食を提供する必要があります。
- 男女共同参画社会の推進や働き方の多様化により、放課後児童クラブを利用する子どもが増えています。放課後児童クラブによる子育て支援を含め、地域における子育て支援の充実がより求められています。

2 学校教育の基本方針

- 未来を担う子どもに生きる力を育む保育・教育の充実と環境の整備・充実に努めます。
- 地域社会・家庭と学校・園が一体となった、特色ある教育活動を推進します。

3 施策の方向性

(1) 確かな学力の定着と自ら学びに向かう力の育成

- 「東吾妻町学びのベーシック」の実践を通して、基礎・基本的な学力の定着に努めます。
- 児童生徒が主体（自分で考え、自分で決めて、自分で動き出す）となる授業づくりに努めます。
- 小学校における教科担任制の推進に努め、専門性を生かした教科指導の充実や中学校の学習指導へのスムーズな移行を図ります。
- 小中学校の英語及び外国語活動の全授業において、ALTと英語専科教員2人による指導を進め英語教育の充実を図ります。また、こども園でも英語に触れる機会の充実を図ります。
- 小中学校において系統的な「ふるさと学習」に取り組み、ふるさとへの愛着心の育成や主体的に学ぶ力の向上に努めます。
- ICT機器の活用などを通して「誰一人取り残すことのない学び」の実現に努めます。また、児童生徒が情報を適切に活用できるよう、発達段階に応じた情報活用能力を育成します。
- 子どもたちの成長やそれぞれの状況に即した支援が図れるように支援員を配置するなど、特別支援教育の体制整備と充実に努めます。
- ALT及び外国語教育コーディネーターの積極的な活用や台湾の中学校との国際交流などを通して、子どもたちが国際的視点に立って自らの考えを発信できる力の育成に努めます。

(2) 生命や人権を尊重し、互いに認め合い、自他を大切に作る心の育成

- 「特別の教科 道徳」を要として学校の教育活動全体を通じた道徳教育の推進に努めます。
- 人権の意義や内容、重要性についての理解を深めるとともに、子どもたち自らの態度や行動につながるよう、人権教育を推進します。
- 「多様性を認め自他を大切に作る心」や「自己肯定感・自己有用感」を育み、「社会性や規範意識を高める」など、健やかな心の育成を図ります。
- いじめや不登校などをはじめ、様々な悩みをもつ子どもや保護者の相談に対し、的確な支援ができる相談体制の充実を図ります。また、小中学校において悩みを持つ児童生徒が安心して過ごせる「居場所づくり」を進めます。

(3) 生涯にわたり健康に過ごすための心と体の土台づくり

- 食育等をはじめとした健康教育の充実を図るとともに、データに基づく個に応じた指導により心身の健康保持増進に努めます。
- 学校給食衛生管理基準を遵守し、子どもたち及び教職員に安心・安全なバランスの取れた給食の提供に努めます。
- 保育・教育活動全体の中で体を動かすことの大切さを学び、運動することの楽しさを体感させながら、体力の向上を図ります。
- 地域や関係団体等と連携しながら、運動機会の確保に努めます。また、中学校部活動の地域展開に努めます。
- 子どもたちの健康状態を的確に把握し、感染症やアレルギー疾患等に適切に対応します。

(4) 開かれた保育所・こども園・学校づくりの推進及び運営体制の充実

- 地域社会に開かれた保育所・こども園・学校づくりのために、地域社会と連携・協力し、保育・

教育を進める体制の整備に努めます。

- 社会に開かれた教育課程の実現に向けて、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に努めます。
- 積極的な地域住民との交流をとおして地域の良さを再確認し、地域行事等への参画意識の高揚に努めます。

(5) 教育環境の整備と充実

- 老朽化施設・設備の計画的な更新や整備を推進し、子どもたちが安全で衛生的な保育・教育環境で快適に学習できる環境の確保に努めます。
- きめ細かな学習を充実させるためのマイタウンティーチャーの配置や特別な支援が必要な子どもに対する支援員の配置に努めます。
- 外国語コーディネーターを保育所やこども園に派遣し、幼児期から英語に触れられる環境づくりに努めます。
- 教育へのニーズや、子ども・保護者の悩みに的確に対応できるように、東吾妻町教育研究会を始めとした研修の機会を通じて、保育士・教職員の資質・能力の向上に努めます。
- 教職員の働き方改革を推進し、ゆとりをもって子どもたちを指導できる環境を整備します。
- 経済的理由により就学が困難な子どもたちの就学を支援するため、奨学金制度及び入学準備金制度の効果的な運用を図ります。
- 安定した教育環境の構築を目指し、小学校再編についての検討を進めます。

Ⅲ 本町の社会教育

1 社会教育の現状

- 本町では、子どもから大人まで多くの住民が楽しみながら参加できるよう、様々な講座やイベント等を開催しています。今後は、住民ニーズの多様性に応じた魅力的な講座や講演会、イベント等の企画、開催が期待されます。また、効果的な事業を実施するためには、生涯学習関係機関との連携及び住民のニーズの把握とそれに応える情報の提供が必要です。
- 人と人との絆を深め活力ある町を築くため、住民一人一人が、スポーツに親しみ、スポーツを通じて健康な心と身体をつくることが望まれています。「スポーツの町宣言」を具現化するために、令和5年度に策定した「東吾妻町スポーツ推進計画」を計画的に推進する必要があります。また、指導者の質の向上と人材確保のための体制整備も必要です。
- 高齢者から若者まで、性別や年齢を問わずすべての住民が主体的に学べる生涯学習社会の実現に向けた取組を充実させることが求められています。そのためにも各地域の公民館機能を充実し、地域に寄り添った公民館運営を推進することが求められています。
- 本町の社会教育施設・社会体育施設において、施設や設備が老朽化しているものが多く、安全に利用できる環境を維持するためには、計画的な修繕・改修が必要です。また、より多くの住民による日常的な学習・スポーツ活動の推進と拠点づくりに向け、人的・物的な環境の整備に努める必要があります。
- 少子高齢化が進行している状況の中、「中学校部活動の地域展開」や「円滑な地域学校協働活動推

進」を含め、社会総掛かりで子どもたちを育む体制を整え、地域の活性化を図る必要があります。

- 史跡の保存・活用を図るため、住民や関係機関・団体との情報共有及び連携が必要です。
- 令和元年10月に岩櫃城跡が国史跡に指定され、岩櫃城跡に対する関心が深まっています。今後は、「岩櫃城跡の保存・活用計画」の策定とそれに伴う調査・研究を並行して行う必要があります。
- 町民の文化財に対する関心を高めるために、文化財について学ぶ機会の提供や情報発信、将来にわたる適切な保存・活用につながる環境整備が必要です。

2 社会教育の基本方針

- 住民のニーズを把握し、学校や関係機関・活動団体と連携して子どもから大人までより多くの住民が学び、楽しめる魅力的な学習機会の提供に努めます。
- 「スポーツの町宣言」の主旨を踏まえ、スポーツに親しみ、健康な心と体をつくるための活動の推進に努めます。
- 地域の文化財、民俗芸能や伝統芸能の適切な保存・伝承・活用とその学習機会の提供に努めます。
- 「人権尊重の町宣言」を踏まえ、町民一人一人の人権意識を高めるための魅力的な学習機会の提供に努めます。

3 施策の方向性

(1) 生涯学習・生涯スポーツの推進

- 関係機関・活動団体との連携を強化し、より効果的な生涯学習・生涯スポーツの推進体制を整備します。また、公民館活動を推進し、活動団体の育成や支援に努めます。
- 社会的要請や学習ニーズに応じた講座や学習機会の提供に努めるとともに、学習成果の発表・活用の機会の充実を図ります。
- 「東吾妻町スポーツ推進計画」の具現化に努め、各年代やライフワークに応じたスポーツを楽しむ環境整備に努めます。
- より多くの町民が参加できるように魅力的な学習・スポーツの機会や場の提供に努めるとともに、情報発信に努めます。
- 中学校をはじめ、文化・スポーツ団体等との連携を強化し、円滑な「中学校部活動の地域展開」に努めます。
- 「楽しい英会話教室」の実施など住民のニーズや地域の実情を踏まえた公民館運営に努めます。
- 学校や関係機関・活動団体との連携し、学校施設の一般開放など有効活用のための体制を整備します。また、包括的な連携協定を締結している東洋大学やザスパ群馬等の活用に努めます。
- 令和11年（2029年）に本町で開催予定の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会カヌー競技（スラローム・ワイルドウォーター）に向けた準備を進めます。
- スポーツ及び文化活動に関わる全国大会等への住民の出場を奨励・支援するとともに、その活躍の周知に努めます。

(2) 文化・芸術の振興と充実

- 文化財の適切な保存や継承を支援し、その活用を進めるとともに、町の歴史を学ぶ機会を提供す

るための講演会やフォーラム、企画展の開催を推進します。

- 伝統文化の継承をはじめ、専門的に文化財を取り扱う職員やそれを補助する住民ボランティアなどの人材育成を図ります。
- 地域の文化財、民俗芸能、伝統技術等の保存や活用に取り組む団体の育成や支援に努めます。
- 本町が誇る資産である国指定史跡岩櫃城跡の保存・活用のため、各分野の専門家や関係機関・団体と連携して、岩櫃城跡保存活用計画策定に努めるとともに、その成果を広く周知し、住民の岩櫃城の歴史に関する興味・関心及び意識の高揚を図ります。

また、東吾妻町に中世に存在した城（岩櫃城を含む）等の過去の調査結果を基礎に、未調査も含め再調査を実施し、本町における中世城館の解明を図ります。

(3) 人権意識を高めるための啓発活動の推進

- 町民の人権意識の高揚を図るために、人権に関する講演会の実施など多様な事業の実践に努めます。
- 社会教育事業開催時に、いじめや虐待などの人権問題、外国人や障害のある人等に対する偏見や差別、インターネット上における誹謗中傷などの問題等について取り上げ、町民の人権意識向上に努めます。

(4) 社会教育施設等の環境整備と充実

- 公民館などの社会教育施設と体育館やスポーツ広場などの社会体育施設の状況を把握し、計画的な修繕・改修に努めます。
- 指導者情報の充実と分かりやすい情報提供に努め、生涯学習・生涯スポーツの場や機会における指導者の活用を推進するとともに、指導者の質の向上と人材確保のための体制を整備します。
- 町内にある文化財の適切な保存・活用と情報発信、学習する機会や場を提供する拠点となる施設の整備に努めます。